

岩手県告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により次の地区に係る県営緊急防災工事計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和7年4月2日から同月30日まで関係書類を縦覧に供する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|------|------------------|-------|
| 大堤地区 | 当該県営緊急防災工事計画書の写し | 矢巾町役場 |